2022年4月22日　参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会　会議録抄　　行政手数料キャッシュレス法案に対する質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　私は最初に、この情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案、いわゆるキャッシュレス法案ですが、これによって予想される指定納付受託者はどの範囲なのかというのをお伺いいたします。

○篠原俊博　デジタル庁統括官　本法案におきましては、納付事務を適切かつ確実に実施することができる者を指定納付受託者として指定することとしております。

　具体的には、クレジットカード事業者、電子マネー事業者、コンビニ事業者、決済代行事業者等を想定しております。

**○岸まきこ**　今たくさんの事業者がいるというのをお伺いしました。

　この法律によって、納税者などの納入をしなければならない納付者と言われる方、納付者と、歳入を受ける側である各行政機関、そのどちらにとっても利便性と効率性が向上することが私は大事であると感じています。両方に、双方にとってですね、この利便性と効率性が大事です。

　納付者である住民の皆さんは、この法案によって、先ほど言われたように、例えばインターネットバンキングであったりコンビニでの支払が可能となるので、いつでもどこでも振り込むことができる、これはすごく利便性と効率性が上がると考えます。一方で、先ほどの答えを聞く限り、指定納付受託者というものは多様な媒体が想定されています。歳入を受ける側である各主務省庁は、住民が多様な手法で納付すればするほど、納入されているかどうかをチェックすることが複雑になるのではないかと私は思うんですね。

　そこで聞きたいのは、この住民と省庁の間に、クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済など様々な中間媒体が入ることになるので、それだけ職員の確認作業が時間が掛かってしまうんではないかということを危惧しています。事務負担といったことへの対応をお伺いいたします。

○篠原俊博　デジタル庁統括官　本法案によりまして、インターネットバンキングやクレジットカード決済等によるオンライン納付が可能となります。これによりまして、利用者の利便性の向上に加えまして、行政窓口での対応時間の削減などの業務効率化にも資すると考えております。

　一方、御指摘のとおり、多様な決済手段の導入は収納管理の複雑化を生む要因ともなり得るところでございまして、システムの構築に当たりましては、業務要件を綿密に分析し、ワークフローを整理した上で、外部システム、サービスとのＡＰＩ連携を適切に行いまして、事務処理が円滑に流れる仕組みを構築する必要がございます。

　デジタル庁としては、これらのシステム構築におきましても必要に応じて技術的な助言を行い、各府省の事務負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　言われたとおり、このシステムがまずどんなふうになるのかというのが一つ、その事務作業的なことが簡単になるかどうかということに懸かってくると思うんですね。

　私も元々、いつも済みません、自分のことを言いますが、自治体の職員だったので、納税の管理というのをすると、やっぱりいろんなものがあるたびに支払日も変わってくるし、複雑になってくるんです。こういったことでトラブルがないようにしなければいけないと考えているので、引き続き、間違っても働き方改革の逆行にならないようにお願いいたします。

　次に、指定納付受託者がいかに信用できるところであるかというのが重要になってきます。

　例えば、指定納付受託者が倒産してしまって、万が一ですね、倒産してしまって支払能力がない場合は、国が損失を受けることになります。国が受けるということは、国税、国民の税金などなので、国民全体が影響を受けるということになるんです。また、罰金などは犯罪の履歴を示す情報となるので、個人情報の保護が必要になってきます。

　指定納付受託者を選定する際の信用性などをどのように担保したり確認するのか、基準とかがあるのかどうか、お伺いいたします。

○篠原俊博　デジタル庁統括官　本法案におきましては、納付事務を適切かつ確実に実施することができる者を指定納付受託者として指定することとしておりまして、その具体的な要件につきましては政令で定めるというふうにしております。この政令で定めます指定納付受託者の要件につきましては、納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有することなどを定めることを想定しております。

　指定納付受託者の信用性、適格性につきましては、個人情報の適切な取扱いや財産的基礎を有していること、納付事務のノウハウを有していることなど様々な要素が考えられますけれども、指定要件の審査におきまして、各府省庁において適切に判断されるべきものでございます。

　デジタル庁としては、この法案の所管省庁といたしまして、本制度に関するガイドラインの策定や各府省庁に必要な助言を行うことなどによりまして指定納付受託者の適格性の担保を図りまして、国民が本制度を安心して利用することができるように努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ガイドラインとかでデジタル庁としても関与していくという答弁をいただきました。引き続き、これしっかりと、どこにするかというのが重要になってきますので、対策をお願いいたします。

　次に、デジタル庁が作成している、キャッシュレス法案の目指す姿（イメージ）ということで、その資料を見ると、現状は平日の九時から五時まで、言わば不便であると。それが今後は自宅などからクレジットカード等で納付する場合やコンビニ等で納入する場合は三百六十五日二十四時間と便利になるというイメージで表しています。

　しかし、ここで注意が必要なのは、納入日の取扱いです。ちょっと細かい話かもしれませんが、例えば納入期限が六月三十日となっていた場合、六月三十日の二十三時五十九分にコンビニで納入した場合は期日内に納入したことになるのかどうか、ちょっと細かい話かもしれませんが、確認をさせてください。

○篠原俊博　デジタル庁統括官　本法案では、委託者である納付義務者が指定納付受託者に委託して納付できるように、指定納付受託者に対して指定日までに納付すべき義務を課すとともに、指定納付受託者が指定日までに納付したときには、委託を受けた日に遡って納付がされたものとみなすという法的効果を創設しております。

　したがいまして、納付義務者が納付期限内に指定納付受託者に委託をし、指定納付受託者が指定日までに納付を行う、例えば六月三十日二十三時五十九分という形でその納付を行いますれば、この委託をした日が実際に納付をしたということになりますので、安心して六月三十日に納付ができたということになるというふうに仕組みができております。

**○岸まきこ**　今確認させていただいて、二十三時五十九分でも大丈夫だということだったので、安心しました。通常の民間の事業者に払うときとかは、やっぱり、例えばインターネットバンキングだったら、その時間によっては翌日の振り込みとなってしまう場合があるので、確認をさせていただきました。

　次に、この法律によって、手数料とか事務手数料についてお伺いをします。

　通常、インターネットバンキングを利用する場合には、振り込み手数料というのが掛かります。また、交通系カードですね、私もよく使いますが、お店でこうピッとやって支払をするんですが、これについても手数料が、本当であれば店側が負担していると聞いています。

　では、このキャッシュレス法案によって、そういった手数料というのは誰が負担することになるのか、お答えをいただきたいです。

　また、先日、総務省では、自治体に対して、指定金融機関などが行う地方税を始めとした公金の収納、支払事務について、経費負担の見直しを求める通知というのを出しています。何を言っているかというと、自治体で先にやっているキャッシュレスについて事務手数料が安過ぎるという問題があったんです。極端に窓口事務手数料や公金データ管理費用など、自治体が金融機関に支払う経費が少ないケースが見られたということで、合理的な水準設定を要請したという通知になっています。

　こういった銀行側に不利なことにならない対策などはあるのか、お伺いいたします。

○篠原俊博　デジタル庁統括官　従来、国の歳入等納付に関し、決済手数料を国と利用者のいずれが負担するかにつきましては、個々の歳入等の性質等に応じまして、当該納付手続を所管する各府省庁と決済業務を受託する者の間の契約等によりその取扱いを決定しているものでございます。

　本法案におきましても、同様に、対象とする歳入等の性質等に応じまして、基本的には納付手続を所管する各府省庁と指定納付受託者の間の契約等によりその取扱いを決定するものと考えております。

　各府省庁におけるキャッシュレス化の取組につきましては、デジタル庁としても、デジタル臨時行政調査会、規制改革推進会議等もフォローアップしておりますので、こうした取組を通じまして、この決済手数料負担の在り方、この料率の在り方等につきましても含めて検討してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　引き続き検討していくという御答弁だったと思います。

　先ほども言ったとおり、自治体がやっている中では、支払う経費は金利の変動などがあっても見直されずに、言わばその低い金利のままという、手数料がですね、なっているというような実態があって、金融機関側の負担増となっているというような実態もありましたので、是非これも関係省庁と連携を取りながら、そういった地域に迷惑を掛けるようなことにはならない取組をしていただきたいというところです。

　そういった、先ほどの振り込み日の時間の納入日であったり、こういう手数料の話とか全てを含めて、やっぱり私は国民の皆さんに周知とか広報を上手にしなければ、納入者と行政側で無用な争いというのが起きるんではないかと懸念するところです。

　それで、今後の、デジタル庁として、この周知方法ですね、このキャッシュレスに伴う周知方法などどのようにされるのか、お伺いいたします。

○篠原俊博　デジタル庁統括官　どの歳入納付をどのような決済手段で実施するかにつきましては、個々の納付手続につきまして、利用者のニーズ、当該決済法の普及状況、実施に要する費用等を踏まえまして、費用対効果の精査を十分に行った上で各府省庁において判断するものと考えております。

　他方で、各府省庁における判断によってキャッシュレス納付の対象手続が異なることで利用者の利便性が損なわれないように、適切な措置を講じることが必要だと考えております。

　利用者にキャッシュレス納付の対象手続を分かりやすくお示しする観点から、本法案では、手続を所管する各府省庁は対象手続をインターネット等により公表することとしております。その際、具体的な決済方法等につきましても分かりやすくお示しをする考えです。

　そして、どの手続でも便利にキャッシュレス納付が利用いただけるように、普及しているキャッシュレス納付手段の種類、それから利用者のニーズ、動向といった情勢を踏まえながら、この利用の拡大、利便性の増進を周知して図ってまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　今御説明いただいたように、例えば今の時期であれば自動車税とかの納入、納付書が送られてくるんですが、その中に分かりやすい説明とかを入れる、まあそれは地方税の話ではありますが、同じように、この国のキャッシュレス化についてもそういったことでも周知をきちっとさせていただくということで、確認をさせていただきました。

　次に、大臣にお伺いをしますが、導入を検討している中に旅券発給手数料があります。この法案と併せて先日成立をしました旅券法の一部を改正する法律によって窓口へ行く回数は減るようですが、収入印紙だけ電子化をしても、そんなに、ほかのところでいうと利便性が向上されないように感じます。デジタル化と言いながら実は行政上の手続の問題が多くて、そっちの方をきちんと考えなきゃいけないと思うんです。

　牧島大臣にお願いしたいのですが、デジタル化を推進するに当たっては、切り取って進めるのではなく、その業務を一体として考えて、先に行政上の手続を見直していただきたいのですが、御見解をお伺いいたします。

○牧島かれん　デジタル大臣　御指摘のとおりだと私も受け止めております。

　デジタル完結できる形になっていないと途中でそうではない手続が入るということで、かえって手間や負担が掛かってしまう、そういうことを避けなければならないというふうに考えております。ですので、この手数料納付のみならず、手続全体をオンラインで実施できるようにする、これを原則とさせていただいております。

　行政サービスの利用者の利便性の向上、そして行政の業務の効率化、両面に立ち返ったＢＰＲ、業務の改革にしっかりと取り組む必要がありますので、デジタル庁としては必要な助言や協力を行ってまいります。

**○岸まきこ**　デジタル、デジタルって言われているんですが、実は行政上の手続の方が問題なことが私は多いと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

　次に、この法案によって、例えばパスポート取得の際の収入印紙が不要となったり、自動車検査登録手数料としての収入印紙が不要となります。

　判こが悪者かのように一時期なって、脱判こということを言ったがゆえに判こ屋さんが青ざめたということがありました。これも同じように考えると、これまで、例えばですよ、パスポート窓口に行けば、近くで印紙を販売している方がいたんですね。こういった印紙販売に携わる方は、このパスポートだけじゃなくてほかにも多くいらっしゃるように感じます。

　そこで、政府が進める政策によって、間違っても雇用が切られるようなことがないようにしなければならないと考えるんですが、牧島大臣の立場ではどこまで答弁できるか分かりませんが、御答弁お願いいたします。

○牧島かれん　デジタル大臣　今御指摘のありました印紙を販売する方の業務ということに申し上げれば、これは、今法案はキャッシュレス納付によることを可能にするという、選択肢を広げるということですので、直ちにその仕事が喪失されるかどうかというところは、いろいろな見方があるだろうと思います。

　私たちは、利用者の利便性を向上させていきたいという大きな目標に向かって、その点では共通の思いを持っていただいているかと受け止めておりますけれども、御指摘の雇用の問題については政府全体の労働政策の中での議論もあろうかと思います。また、様々問題が生じた場面においては、必要に応じて関係府省と情報共有をしながら対応すると、又は議論をすると、そういうこともあろうかと思っているところでございます。

**○岸まきこ**　大臣から答弁いただきましたが、やっぱり私は、その政府が進めるものによって乱暴に、万が一雇用がなくなるようなことはあってはならないと思います。ただ、これは徐々に広げていくので、今すぐどうこうというわけではございません。また、デジタルに余り得意ではない方のためにも印紙は残していかなきゃいけないとも思いますし、そういったことからいうと、やっぱり慎重になるべきかと思います。

　この法案の中には、先ほども言った旅券法の一部改正といった外交防衛委員会で同時並行的に審議されてきたものもあります。本来でいえば、これは、もう時間もないので質問までは行きませんけど、所管委員会でもっと深い議論をした方がいいのではないかと思うところがあるんですね。先週のこの地方創生デジタル特別委員会で分権一括法というのを審議していたんですが、これも実はこの委員会でやるんですが、中身がいろんな関係法案になっていて、複雑過ぎるんです。

　考えてみると、これまで個別法で対応してきたものと、今回このキャッシュレス法案で一括してやっているものの違いというのもなかなか見えづらいと私は考えるので、デジタルを進めるのは大事なんですが、一方で、審議はちゃんとしていく体制というのをつくっていただきたいということを申し上げ、私の質問を終わります。